

## 苫小牧自然環境保全審議会 第23期2回目（R2.2.13開催）議事概要

1. 開会の挨拶（省略）

2. 部長挨拶（省略）

3. 事務局員紹介（省略）

4. 会長挨拶

昨年は平成から令和に年号が変わりました。一方、全国各地で多くの震災があり、自然環境に影響を与えたとして記憶に残っています。そのようななか、自然環境に関する基本方針にもありますように自然環境が人間節度の重要な役割、自然がいかに大切なものであるのか改めて認識し、保全と命の大切さを肌で感じたところであります。

先ほど部長さんの方からありましたけれども、苫小牧市の2020年度の予算の主な新規事業ということで拓勇地区自然環境調査が再度入っております。約600万という数字もでておりますので是非、事業実施に向けて皆さんの御意見をいただきたいと思っております。本日は報告が主なものとなっておりますので、それぞれの内容につきまして皆さんの考えや思い御意見をいただきたいと思ひまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

5. 報告

【吉田課長補佐】

(1) 令和元年度自然環境保全事業の実施状況について

それでは、令和元年度における自然環境保全事業の実施状況について、御報告させていただきます。着席のままで失礼いたします。

資料の1ページをご覧ください。

本市では、この自然環境保全条例の第6条にありますとおり、昭和53年4月にこの審議会の答申を受けて作成いたしました「苫小牧市自然環境保全基本方針」のもとにこれまでも施策を進めて来たところでございます。

この審議会においても、5か所の自然環境保全地区、4か所の保存樹の指定を行い、本市の自然環境の保全維持について、これまでも委員の御意見を伺いながら施策を進めてきております。

資料の2ページ、3ページを御覧ください。苫小牧市の自然環境保全地区が載っておりますが、現在指定されております5か所の自然環境保全地区のうち、①トキサタマップ湿原地区、③樽前ガロー地区、④ウトナイ沼南東部砂丘地区につきましては、指定後約30年から40年を経過していながらも、周辺環境の変化や影響が比較的少ないことから、手をかけずに指定時の環境がある程度維持されていると考えております。残りの②勇払川旧古川地区と⑤沼ノ端拓勇樹林地区につきましては、周辺環境への配慮や、現状を維持するために定期的な整備を必要とする状況がございます。

資料の4ページから9ページに沼ノ端拓勇樹林地区の地図や保全事業の経過などがございますが、沼ノ端拓勇樹林地区につきましては、現在、拓勇西町の住宅地に囲まれており、地域住民の

生活と密接な関係にある位置にあります。

平成 7 年の指定当時は周辺に住宅などもほとんど無く、この地域全体が樹林地であり、保全維持管理も特段必要の無い状態でありましたが、平成 10 年代頃から徐々に住宅が張り付き始めたため、平成 13 年からは、周辺地域の住民や公園利用者に不快感を与えないよう、資料 7 ページの写真のとおり外縁部分の 3 メートル程度の草刈りを実施しており、今年度も同様に実施しております。平成 20 年以降、樹林地内の樹木は指定時よりさらに高木密集化し、倒木のほか、空間のある道路側のほうに枝木が広がっており、これまでも倒木処理や間伐・電線にかかる枝木の剪定等を行っていましたが、最近は樹うるしが増加しており、近隣住民の安全のため、今年度は外縁部分の剪定と合わせ、樹うるしの除去を行っております。資料 8 ページの写真は令和元年 12 月に枝剪定と支障木を処理したときのものです。

沼ノ端拓勇樹林地地区につきましては、これまで、御説明してきた通り、現状の保全方針のままで維持管理することが難しくなっておりますので、整備等について検討したいと考えております。このあと、報告 (3) のところで詳しく御説明させていただきます。

次に資料 10 ページ、11 ページに勇払川旧古川地区の地図と写真がございますが、勇払川旧古川地区は、もともと蛇行していた勇払川のうち、河川改修後に残された三日月形の古川であり、改修後も勇払川の水が水脈を通じ、若干流れ込んでいることで水質を維持しています。

しかし、全く手をかけない自然のままでは、大型の水草が大量に繁茂・堆積し、水流が失われ腐敗による水質悪化の恐れがあるため、「保全計画」に基づき、定期的な藻刈りを実施しております。これまでは 2 年に 1 回の藻刈りを実施していましたが、平成 26 年度からは、毎年全体の半分の面積について実施することとし、平成 30 年度は北側半分を、今年度は南側半分の藻刈りを行っております。

次に資料 12 ページを御覧ください。今年度につきましては、「苫小牧郷土文化研究会」の方から、勇払川旧古川地区内がございます、「史跡 勇払川アイヌ丸木舟発見の跡」と記された標柱の周辺の草刈りを実施したいとの申し出があり、草刈作業が実施されておりますので、御報告させていただきます。

その他の整備としましては、環境生活課で設置しております各種看板についてでございますが、参考として資料 13 ページに看板の写真を付けてあります。この自然環境保全地区の案内看板や市内に設置してあるヒグマやシカの注意看板等につきましては、劣化状態などを見ながら予算の範囲内で毎年更新を行っております。

以上で令和元年度における自然環境保全事業の実施状況の報告を終わります。

## (2) 保存樹の現況報告について

### 【成田緑地公園課長】

苫小牧保全条例第 8 条に定められております、保存樹及び保存樹林に関しまして報告させていただきます。お手元の資料 14 ページを御覧ください。

現在、保存樹といたしまして、植苗小学校のコブシ 1 本、樽前小学校のクリの木 2 本。また、保存樹林といたしましては、若草小学校の東側の樹林 1672 平米ありますハルニレの 98 本を指定しておりますが、今年 1 月、先月保存樹林に関しまして状況について調査したところ樽前小学校のクリの木の 5 本につきましては、枯れ枝ですとか、キノコが幹についている状況が確認されております。枯れ枝やキノコの除去はしましたが、樹木の育成が健康な状態な傾向とは言えない、少

し弱ってきているかなということ、現在、樹木医さんが詳細な樹木の診断を行っている最中でございます。

今後はその診断結果に基づきまして、元気回復するようにですね、生育回復について検討を進めて参りたいと考えております。また、樽前小学校以外の植苗小学校及び若草小学校の保存樹・保存樹林につきましては、特に問題はございませんでした。今後も樹木医をはじめ造園の専門家などの意見を聞きながら、保存樹及び保存樹林の保全に努めてまいりたいと考えております。以上、報告を終わらせていただきます。

#### 【星会長】

ただいま（２）までの報告が終わりました。

委員の皆さんには意見等あればよろしく申し上げます。

#### 【A委員】

日頃より市役所の皆様には苦小牧市の環境保全のためにご尽力いただきありがとうございます。資料を拝見しまして、些細なことですが、1 ページ目の概要については変わらないのでこの資料のままで良いと思うのですが、2、3 ページ目になると、途中で審議会のなかでもいくつか見られない植物や野鳥があるので、修正をしたらと思うんですね。環境白書の方の新しい版には修正後のものが載っております、これも何かの資料かと思えます。せっかく資料を作られているので、最新の情報を載せて頂いたほうがいいかなと思います。御提案です。

#### 【吉田課長補佐】

ありがとうございます。次回の資料からは最新の写真等を使っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### 【A委員】

ありがとうございます。それからもう一つよろしいですか。

保存樹林のことですが、私も気付かなかったのですが、若草小学校の樹林の中にあるニセアカシヤというのはたぶん外来植物、外来樹木だと思うんですね。他のところでも蜜を取るのにニセアカシヤをそのままにしておくというようなことがあると思うのですが、保存樹林のなかに外来の植物があるというのに対して何か御意見や見解などがもしございましたらよろしいでしょうか。

#### 【成田緑地公園課長】

御指摘いただきましたようにニセアカシヤは外来種でございますが、当時指定した時には、樹林一体を含めてという形でエリアとしての樹林、一本一本樹木を指定している他の小学校と違わせて、樹林という指定をしているので、一帯を守るということであつたものになっております。ただ外来種がどうなのか、議論があると思えますが、今すぐ切るという決断がまだできないので、これを受けまして、市内にもいろんな外来種がございますので、その外来種の扱いについて、今一度担当課としてどういう方針が良いのかということも今後検討を進めてまいりたいと思えます。

## 【A委員】

ありがとうございます。樹種が書いていなければでしたが、こちらも気になってお声がけしました。切る切らないどちらの意見も住民の方々あると思いますので、調整いただけたらと思います。

### (3) 拓勇樹林自然環境保全地区整備事業について

#### 【吉田課長補佐】

(3) 拓勇樹林自然環境保全地区整備事業について、御報告させていただきます。

資料の4ページを再度、御覧ください。

拓勇樹林地区は、明野川の河川改修などの理由により、移転を余儀なくされ、平成7年に現在地に移転、指定されております。当時、審議会に示された区画整理計画図でも将来的には住宅地に囲まれ、環境変化があることは明らかだったことから、審議会の中でも様々な意見がございました。最終的には、拓勇地区の中でも過去に伐採などがされたことがない地区であったこと、旧地区と新地区両方の自然環境調査の結果、植生・植種数等が同等レベルであり、保全地区の指定理由である「市街地及びその周辺地域のうち良好な緑地を形成している土地の区域」に合致していることから、この地区に決定されております。

しかし、将来どのような影響が出るかまでは予測できなかったため、新地区の保全のための規制に関する基本方針は変更せず、保全施設に関する基本方針につきましては、「標識の設置」のみの記載にとどめ、今後の状況変化に応じて検討していくこととなりました。

また、現在は当時想定されていたとおり、住宅地の中に囲まれ、地域住民の生活と密接な関係にある状態となっており、各種の問題が発生しております。

資料の9ページを御覧ください。現在の拓勇樹林の問題点を整理いたしますと

- (1) 周辺環境が大きく変化したことに伴う植生等への影響
- (2) 自然環境保全地区としての特質の維持状況
- (3) 近隣とは「住宅に日差しが入らない。」「落ち葉が敷道を埋めてしまう。」「樹林内にゴミを捨てられる。」「防犯上好ましくない。」などの軋轢
- (4) 他の自然環境保全地区とは立地条件が異なり災害などによる倒木等による被害に対する不安
- (5) 市街地に囲まれた唯一の自然環境保全地区の立地を生かすため、自然環境教育を含めた利活用と地域との調和の検討などとなります。

これまでも間伐の実施や倒木の処理、枝払い、外縁部の草刈などを行ってきましたが、現状の保全方針のままで地域の理解を得て維持管理していくことは、難しくなっているという状況がございます。

また、平成30年には「自然と地域の調和を保つため、有識者の意見を踏まえ、自然環境保全地区である拓勇樹林の整備を進める」ことが市長公約において示されております。

これまでは、予算の関係もございまして、拓勇樹林の自然環境の調査を実施することができず、この審議会で拓勇樹林の整備等について協議することができませんでしたが、令和2年度の予算で拓勇樹林地区の自然環境調査の費用を来月の議会の中で御審議いただくところまで、現在くることができました。

議会での予算成立が前提とはなりますが、予算成立後のスケジュールとしましては、

○令和 2 年度

拓勇樹林地区の自然環境調査を実施し、現在の拓勇樹林の自然環境が指定当時とどのように変化しているのかを比較・検討する。

○令和 3 年度

調査結果を基に拓勇樹林の新保全計画（案）を策定し、計画(案)について審議会の中で御審議いただき、新保全計画を策定する。

○令和 4 年度以降

新保全計画に基づく、拓勇樹林の維持管理や整備等を実施するための作業を進める。

というスケジュールを現時点では想定しております。今後、令和 2 年度の審議会の中で、自然環境調査の進捗状況の報告等を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で拓勇樹林自然環境保全地区整備事業の報告を終わります。

**【星会長】**

拓勇樹林の整備事業についての説明で問題点については、資料のなかにありましたが、周辺環境が大きく変化した影響、自然環境保全地区としての特質の維持状況、近隣の方との軋轢、利活用があると思うのですが、これについて何か問題点や心配なことなどございますか。

**【A 委員】**

今日は森林関係の方もいらっしゃるので、森林についての保全や管理に携わることについての御意見を私自身お尋ねしたいと思っています。

**【B 委員】**

私個人の意見としては、これまで守ってきたこの地域を守っていただきたいなという気持ちもありつつ、やはりこの拓勇樹林の現状を見るとなかなかそれを守るのは難しいのかなという気持ちの両方があります。今まで状況を調査することができていませんでしたので、今回、確定ではないのですが予算がついて、まずはしっかり調査をしていただいて、現状を把握してその調査をもとに色々ご意見の方があると思いますが、不便だという人やせっかく苦小牧にあるので守っていくべきだという人がいると思いますので、まずは調査をしっかりしていただいてどの道がベストかということを考えていってほしいと思います。

**【C 委員】**

来年度行う自然環境調査の内容は、先ほどあったように周りの人たちの意識を含めて調査することなのではないでしょうか。それとも、拓勇樹林地区の自然環境を市として調査することなのかお伺いしたいです。

**【吉田課長補佐】**

令和 2 年度に予定しております環境調査につきましては、まずは拓勇樹林の地区と隣にございます拓勇公園、そちらの方の動植物や昆虫などの調査、また有識者の方からの意見をもらうことも調査のなかに含めて現時点では考えております。

**【B委員】**

その調査を踏まえて、近隣の住民の方に説明したり意見を伺ったりというような機会を設けるのでしょうか。

**【吉田課長補佐】**

そうですね。この事業を進めていく中では、当然、近隣の地域の皆様の御意見等も伺う場面がでてくると思いますので、住民説明会などで説明は必要かなと考えております。

**【星会長】**

例えばその住民に関するものというのは令和2年度中にするという事なのではないでしょうか。

**【吉田課長補佐】**

令和2年度はまず環境調査の方で1年間は通じて調査が必要になってくると思いますので、その調査結果をもとに令和3年度に新保全計画案という素案を作成いたしまして、その素案をもとに住民のみならずには色々な御意見を頂く機会を設ける必要があるのかなというふうに考えております。

**【星会長】**

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

**【A委員】**

計画案が割と決まった時点での住民への説明となると、やはり一方的な決定事項の説明というような形になりがちなので、できれば社会環境の調査を早めにやっていただけるといいのかなと思います。

日頃、近隣住民の方がどのように(樹林を)使ってらっしゃるか、見ていらっしゃるかなるべくはやく素案を立てる前に伝えたらどうかと思います。

**【片石課長】**

当初、環境調査を行う際、委託事業に予定では住民インタビューというのも調査項目に入れていたのですが、その部分については委託でなくて自分たちの方でなんとかできないのかということもございましたので、その件につきましてご提案もありましたので令和2年度中に住民インタビューを委託のなかではなくこちらのほうで何らかの形をとって聞いてみる方法を考えてみたいと思います。

**【A委員】**

というのは別途考えてらっしゃるということですかね。

**【片石課長】**

そうですね。そういうふうには思っております。

### 【B委員】

ここの拓勇樹林の周りの方々はやはり落ち葉とかデメリットの面ばかりを気になっていらっしゃるのが多いと思うのですが、説明をする際に(樹林が)あることのメリット、デメリットの両方をお伝えするべきだと思います。

たとえば残すことによって周辺の拓進小学校ですとか拓進小学校の地域の子供たちが中に入って自然に学ぶことができるという貴重な宝になるわけですし、調査によってはそれができないかもしれないですし、そこらへんはまだはっきり言えないと思うのですが、色々な可能性があるということも伝えてほしいと思います。

### 【吉田課長補佐】

今、委員がおっしゃられたように、環境調査の結果によりますが、今、御提案いただいたように例えば樹林のなかを歩けるように整備するというのも考え方の一つには当然あるのかなと考えています。

### 【片石課長】

全て樹で囲われた今のままで、なんとか周りの方に理解してくれと言っても、なかのほうは全く見えるような状態ではございませんし、防犯上もし中に人が入って何かあった場合に酷い問題があることもありますので、調査の結果にもよりますが、例えば一部については重要種ではないものもあるので、その部分を樹林ではなくて若干切り開いたり、草本類の重要種をみえるようにしたりという方法もあると思います。また、現在は周辺 3mだけ草刈りをしておりますが、かなり丈が高いので、今のままであれば道路からはみ出してしまうと思います。そうであれば外周部をもうあと 2・3m内側まで切り込んでみたほうが良いのか。多くの方が見られる場所は、ちょっと少し広場的なものがあつたほうが中を見る機会にもなるのかなとも思います。先ほど申しました通り、調査結果によりますが、木道を通してみるということも検討の中には入ってくるのではないかと考えています。

### 【A委員】

私はたまたまなのですが、拓勇西町 5 丁目に異動で 7 年こちらにずっと住んでいます。朝は必ず拓勇樹林と公園を見る環境ですけど、非常に多くの鳥が休憩のために立ち寄りとか繁殖したりしているのが実感としてあります。こちらの資料には今保全地区の抱える問題しか書いていないのですが、実際、都市化が進む中でも、希少な樹林、野鳥が暮らせる動植物の保全のために貴重な樹林ということで今回の調査を非常に期待しています。その中で、どれだけの生き物が住んでいるのかということ把握して、私は苦小牧に住んでいて毎朝のように鳥たちを見ているんですけども、そういった生き物が住んでいる良い場所ということ近隣の住人の方は知らないと思うのですよね。問題点だけでなく、良いところであるということも、この調査の中で明らかにされることを非常に期待しています。そのうえで問題もあるし、いいところもある、どうやって使いながら保全していけば良いのかということもこれから考えて、もしかしたら私もインタビューされるかもしれませんが、そういうことになれば良いなというふうに思います。

#### 【D委員】

胆振東部森林管理署の管内の内部なんですけれど、森林管理署は札幌が抱えていますのでこういった都市の自然がたくさんあります。7 ページの草刈前と後を見ると、やはりこういう状態を全部維持した場合、(3)の「樹林内にゴミを捨てられる」や「防犯上好ましくない」という二つの軋轢は解消されるのかなというふうに考えます。札幌の屯田と新琴似の方はきれいに整備されています。

#### 【星会長】

事例がでてきて参考になります。ありがとうございます。

#### 【E委員】

住宅街に森林があるというのは本当に良いなという感じはするので、やはり間伐等をして、日が当たるように中まで綺麗にしてもらって、子ども達や住民の皆さんも歩くことができる歩道をつくり、樹種の名札などつけてもらえれば子ども達も学校が近いので良いかなと。木育というのも僕たち青年部で推進していたものですから、子ども達に自然に関わってもらいたいなということがあるので、せっかく管理するのでしたら綺麗にして皆さんに開放していただけたら(3)の「防犯上—」ですとか「ゴミが捨てられる—」等の問題が全てうまくいくのではないかなというふうに思います。

#### 【F委員】

都市内緑地として残す、いわゆる利活用をしながら残していくという方法が、多分周辺の住民の方へのメリットが大きいと思います。ただそうすると、今まで守ってきたもともとの自然林の状態を残していくという最初の主旨から外れてくるので、最初の指定した主旨を変えていくという判断をどこかでしてもらわないと。もともと最初に明野川周辺のところを指定した時には、川に対してその周辺の指定林というかたちとして指定したのが、いつの間にかどんどん移動してここにたどり着いたという歴史的な経過があるので、本来は都市内緑地として利活用できるというものに変えていかなければならなかったものが、「初期の自然原野を残す」イメージということで対立してきているだろうというふうにちょっと今見て感じました。

現状、(拓勇樹林が)このサイズであれば自然林として残すのは多分無理だろうし、良くはないということで、どこかでちゃんと判断して都市内緑地のできるように使っていくというふうにこれからは相当上のほうで判断しなければならないと思います。正式的なところを含めてなんですけど、そういう判断をして利活用することによって周辺住民の理解を得ていくということが必要になると思います。そうなってくるとそれなりの判断とこれを維持管理していくお金の問題、そういったことを踏まえながらどうやって残していくのか、というふうに感じます。

#### 【星会長】

様々なご意見がありましたので検討していただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

## 6. その他

### 【D委員】

A委員が言われた保存樹林のニセアカシヤの件で気になりました。なぜ1本なのかなと。雄雌の関係もどんな状態なのかもわからないのですが、抜根だけで伐ってしまうと棘があり子ども達にも危ないので、もし伐採するのであれば、抜根まで抜き取らないとだめなのかなというふうに思います。もし伐採するのならなんですけど。以上です。